



## 個人事業者組合員の法人成りについて

### Question

当組合に加入している個人事業者の組合員が先日、いわゆる法人成り（個人事業者が株式会社などの法人に移行すること）をしました。個人事業者から法人に変わるため、当組合員名簿も変わるものと考えますが、組合としてどのような手続きが必要かご教示ください。

### Answer

個人事業者と法人では別人格となるため、手続は必要です。組合員資格を有するのは、個人事業者の場合は代表者本人であり、法人の場合は法人そのものです。法人成りには以下の2つの要素が同居しています。

①個人事業の廃止（代表者本人の事業の廃止）に伴う「組合員たる資格の喪失」による「法定脱退」

②法人の新規加入（原始加入）

法人成りによる加入と脱退について、個人事業者には事業の廃止に伴い、持分払戻請求権が生じます。また、法人が組合に加入するには、法人からの加入申込が必要であり、法人は組合に対して、出資金の払込みを行うこととなります。

組合としては、個人事業者からの請求に応じ、脱退の手続をとることと、法人からの加入申込に対する承諾の手続をとることが必要です。

上記の手続きは原則的なものですが、個人事業者と法人が実質的に見て併存する場合は組合員である個人事業者は、組合の承認を得た後、法人に持分を譲渡して脱退することが可能です。この場合、譲り受けた法人は当然に組合員となり、出資金の払

込みは不要となります。この際は、法人の新規加入（原始加入）ではなく、個人事業者の持分を法人に譲渡する「譲受加入」による「持分承継加入」に該当します。

法人を解散して個人事業者とする、「個人成り」の場合も同様です。解散前の法人と個人事業者が実質的に見て併存する場合は、組合の承認により、譲受加入が可能となります。

なお、上記にて組合員資格を有するのは法人の場合は法人そのものと記載しましたが、法人が組合に加入している場合、総会（総代会）にその法人の代表者が出席していても、それは法人として出席しているわけであり、法人の代表者が組合員になっているわけではないので、ご注意ください。

※脱退届、加入申込書、加入承諾書、持分譲受による加入申込書類、持分譲渡承認願の様式は本会ホームページからダウンロードできます。その他の様式もダウンロードしていただけますのでぜひ、ご活用ください。

（様式ダウンロードはこちらから⇒

<http://www.chuokai-fukuoka.or.jp/form/>）